

京都府内の盛土規制法運用に関わる業界団体  
(産業、資源、農林、建設、不動産業等) の長 様

【京都府盛土対策チーム】

京都府総合政策環境部循環型社会推進課長  
京都府農林水産部経営支援・担い手育成課長  
京都府農林水産部森の保全推進課長  
京都府建設交通部建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域  
及び特定盛土等規制区域の指定について (通知)

平素は、京都府の盛土対策行政の推進に御協力いただき誠にありがとうございます。  
この度、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条第 1 項  
の宅地造成等工事規制区域及び同法第 26 条第 1 項の特定盛土等規制区域をそれぞれ  
次のとおり指定し、公示しましたので、同法第 10 条第 4 項及び第 26 条第 4 項の規定  
により、下記のとおり通知します。  
つきましては、貴会内で情報共有される機会等に会員様への周知に御協力をお願い  
いたします。

記

1 指定する区域

(1) 宅地造成等工事規制区域

福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡  
京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世  
郡久御山町、綴喜郡井手町及び宇治田原町、相楽郡笠置町、和束町、精華町及び  
南山城村、船井郡京丹波町並びに与謝郡伊根町及び与謝野町の区域のうち次の  
図に定める区域（「次の図」は省略：京都府ホームページに掲載のとおり）

(2) 特定盛土等規制区域

福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、  
綴喜郡井手町及び宇治田原町、相楽郡笠置町、和束町及び南山城村、船井郡京丹  
波町並びに与謝郡伊根町及び与謝野町の区域のうち次の図に定める区域（「次の  
図」は省略：京都府ホームページに掲載のとおり）

2 効力発生の期日

令和 7 年 5 月 1 日

### 3 公示内容

(1) 京都府公報への登載

別添公報のとおり

(2) 京都府ホームページに掲載

京都府のホームページ「盛土対策」

タイトル：宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規制区域公示について

URL：<https://www.pref.kyoto.jp/morido/index.html>

### 4 問合せ先 建築指導課開発指導係 担当：楠瀬、津坂、西島

TEL：075-414-5347

E-mail：[kenchiku@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kenchiku@pref.kyoto.lg.jp)